○中国地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 路線名　九号

(二) 供用開始の区間　松江市東出雲町揖屋字深江一一八〇番三から同市東出雲町揖屋字森ケ上一二〇八番九まで

(三) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月三十一日

○中国地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
竹原市福田町字西小島二六二四番四から同市福田町字東小島二六二三番まで	前	一四・六〇～一八・二〇	〇・一一六	
	後	一一・八〇～一六・二〇	〇・一一六	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十五号	竹原市福田町字西小島二六二四番五から同市福田町字東小島二六一八番一まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○四国地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び三百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
愛媛県南宇和郡愛南町柏二〇五四番から宇和島市津島町上畑地字長谷甲五四四番一番まで	前	A　九・六〇～九・三六	一一・八〇四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　九・六〇～九九・三六	一一・八〇四	
		B　一〇・一四～二一七・六八	二二・二四六	
愛媛県南宇和郡愛南町柏二〇五四番地内	前	二一・一九～二三・九六	〇・〇二八	
	後	二三・九六～二四・五五	〇・〇二八	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
松山市余戸南三丁目一〇九九番から同市千舟町七丁目一二番一三まで	前　A	二四・一三～六〇・九六	四・一二三	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　B・C	一八・二五～六五・六九	二・五七七	
	後　B・C・D	一八・二五～六五・六九	四・一二三	
	後　A	二四・一三～六〇・九六	三・四九一	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○北海道開発局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道厚岸郡厚岸町宮園二丁目六〇番から同町宮園二丁目六三番まで	前	三六・〇〇～五一・〇〇	〇・〇九五	
	後	二一・九七～二八・七二	〇・〇九五	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道松前郡松前町字白神六三五番地先から同町字白神六三四番三まで	前	一六・五〇～一九・九七	〇・〇四〇	
	後	二七・四六～三〇・二〇	〇・〇四〇	
北海道松前郡松前町字白神六二九番九から同町字白神六二九番九地先まで	前	一二・八八～二三・七六	〇・〇三一六	
	後	二三・三五～一四二・八五	〇・〇三一六	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部